

事 務 連 絡
令和7年11月14日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて」（令和7年5月21日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）において、令和7年4月請求分までの請求に係る再審査請求に対する公費支援の取扱いについて整理すること、当該取扱いが整理されるまでの間、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「審査支払機関」という。）において医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）からの再審査請求を含めた全ての請求を返戻又は保留することをお示ししていたところです。

今般、医療機関等からの請求に対する公費支援を実施するために必要な予算を厚生労働省において確保したため、法別番号「28」のうち、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」（令和2年4月30日保医発 0430 第4号厚生労働省保険局医療課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和5年9月28日保医発 0928 第1号厚生労働省保険局医療課長通知、令和5年11月7日最終改正）による公費負担者番号に係る請求については、令和7年12月請求分より、医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求を受け付けていただくよう、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援の実施について（依頼）」（令和7年11月14日社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会宛て厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）により審査支払機関に対して依頼

したところです。

新たに確保した予算は令和8年2月請求分までが対象となりますので、内容についてご了知の上、貴会会員に対し、未請求のレセプトがある場合は早急に請求を行うよう周知をお願いいたします。

厚生労働省発感 1114 第 7 号
令和 7 年 11 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）
の交付について

標記については、別紙「令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」により行うこととされ、令和 7 年 11 月 14 日から適用することとされたので通知する。

別 紙

令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱

（通則）

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として必要となった新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援について、都道府県の取組を支援することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 交付金の交付対象者は都道府県とし、令和 7 年 11 月 14 日感発 1114 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知の別紙「令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により、都道府県が行う事業を交付の対象とする。

（申請手続）

- 4 交付金の交付の申請は、都道府県知事が、第 1 号様式による申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付額の算定方法）

- 5 交付金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - （1）別表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - （2）（1）により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第 3 欄に定める交付率を乗じて得た額を交付額とする。

（交付金の概算払）

- 6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(変更申請手続)

- 7 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、4に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、4又は7に定める申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付の条件)

- 9 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業実施計画を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第3号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

- 10 交付金の事業実績報告は、第2号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して3月を経過した日（9の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して3月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、5、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 交付率
適正な実支出額	往診等に要する経費	10 / 10

感 発 1114 第 1 号
令和 7 年 11 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について

標記については、別紙「令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」を定め、令和 7 年 11 月 14 日から適用することとしたので通知する。

別紙

令和7年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症への対応として必要となった新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援について、都道府県の取組を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 対象事業

（1）事業内容

ア．宿泊療養又は自宅療養中における公費負担医療への支援

令和2年4月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者等であって、症状がない又は医学的に症状が軽い方が、宿泊療養又は自宅療養中に医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）を受診（往診、訪問診療等を含む。）した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担額に対する公費支援を行う。

イ．新型コロナウイルス感染症治療における治療薬の費用

令和5年5月8日から令和6年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者の入院・外来における治療に要した治療薬（※1）の費用について、公費支援（※2）を行う。

※1 公費支援の対象となる治療薬は、経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」。

※2 令和5年5月8日から令和5年9月30日までの間は全額を公費支援、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間は一定の自己負担を求めた上で公費支援を実施。

ウ．新型コロナウイルス感染症治療のための入院に要する支援

令和5年5月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者が当該感染症に係る治療のために入院した場合における入院医療費のうち、保険給付後のなお残る自己負担額に対する公費支援を行う。

また、令和5年5月8日から令和6年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者が当該感染症に係る治療のために入院した場合における、高額療養費制度の自己負担限度額から一定額を減額（※3）した場合の費用に対す

る公費支援を行う。

※3 令和5年5月8日から令和5年9月30日までの間は高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円の減額措置、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間は高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円の減額措置を実施。

(2) 留意事項

ア 3 (1) アについては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」(令和2年4月30日健感発 0430 第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)等に基づき実施されたものであること。

イ 3 (1) イ及びウについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年3月17日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡。令和5年5月16日最終改正)及び「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡。令和5年9月28日最終改正)に基づき実施されたものであること。

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。

5 その他の留意事項

この事業の実施に必要な事項であって、この実施要綱に定めのない事項については、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課と協議の上、決定する。